

21.8.06

受領

令和3年8月5日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和3年（レ）第12号 不当利得返還請求控訴事件（原審 尼崎簡易裁判所令和2年（ハ）第211号）

口頭弁論終結日 令和3年5月13日

## 5 判 決

京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1

控訴人（原審被告）

アイフル株式会社

同代表者代表取締役

福田光秀

10 被控訴人（原審原告）

同訴訟代理人弁護士

長岡健太郎

## 主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

## 15 事実及び理由

## 第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人の請求を棄却する。

## 第2 事案の概要

- 20 1 本件は、被控訴人が、資金業者である控訴人との間で行っていた継続的金銭消費貸借取引について、各弁済金のうち利息制限法（平成18年法律第115号による改正前のもの。以下同じ。）1条1項所定の制限利率による利息の制限額を超えて利息として支払われた部分（以下「制限超過部分」という。）を元本に充当すると過払金が発生しており、かつ、控訴人は上記過払金の取得が法律上の原因を欠くものであることを知っていたから民法704条の悪意の受益者であるとして、控訴人に対し、不当利得返還請求権に基づき、過払金元金75万524

4円並びに確定過払利息2962円（合計75万8206円）及びうち75万5244円に対する令和元年8月24日（最終取引日の翌日）から支払済みまで民法（平成29年法律第44号による改正前のもの。以下同じ。）所定の年5分の割合による利息の支払を求める事案である。

5 原審が被控訴人の請求を認容したところ、控訴人がこれを不服として控訴した。

2 前提事実（争いのない事実及び後掲証拠によって容易に認められる事実）

(1) 当事者

控訴人は、後記(2)の金銭消費貸借取引の当時、貸金業法（平成18年法律第115号による改正前の法律の題名は「貸金業の規制等に関する法律」。）3条所定の登録を受けた貸金業者であった（甲7、乙2）。

(2) 金銭消費貸借取引の状況

被控訴人は、控訴人との間で、控訴人を貸主、被控訴人を借主として、平成13年2月23日から令和元年8月23日までの間、原判決別紙「利息計算書」の「年月日」、「借入金額」及び「返済額」欄記載のとおり、金銭消費貸借取引（以下、併せて「本件取引」といい、本件取引に基づく借入金の返済債務を「約定借入金債務」という。）を行い、控訴人は、同取引において、被控訴人から制限超過部分を利息の弁済として受領していた（甲1、7、乙2）。

20 (3) 控訴人と被控訴人は、平成30年7月25日付で、被控訴人の残債務について、同月18日時点において約定の利率及び遅延損害金率で算出した債権額を79万7844円（元金17万1523円及び遅延損害金62万6321円の合計額）とした上で、90万2372円（上記元金に年18%の利息を付した金額）を次の約定で返済する旨の契約（以下「本件契約」という。乙1）を締結した。

ア 初回返済日 平成30年8月3日

イ 每月返済日 3日

ウ 各月返済額 2万円（ただし、最終回は2372円）

エ 特 約 分割金の返済を2回分怠ったときは、当然に期限の利益を喪失し、残額を一括して支払うとともに、残額に対する期限の利益を失った日の翌日から支払済みまで年20%の割合による遅延損害金を支払う。

5 3 争点及びこれに関する当事者の主張

(1) 本件契約の効力について

(控訴人の主張)

控訴人と被控訴人は、本件取引について、平成30年7月25日に本件契約を締結した。本件契約は、所定の期限までの支払を怠り、期限の利益を喪失していた被控訴人が減額された残債務の支払義務を確認して分割弁済を約し、控訴人は一括請求を留保して分割弁済を認め、その上で相互にその他に何らの債権債務もないことを確認するというものであり、相互に譲歩した上で本件取引に係る法律関係における争いをやめることを約した和解契約である。

16 また、本件契約成立時に、本件取引について過払金は生じていなかったのであるから、本件契約は貸金債務額という権利関係を対象としてこれを確定するものであって、貸金債務の残額は民法696条にいう「争いの目的である権利」に他ならない。

20 したがって、和解の確定効により、被控訴人は争いの目的である権利たる約定借入金債務の錯誤無効を争うことはできず、控訴人に対する過払金返還請求は認められない。

(被控訴人の主張)

25 本件契約は、約定の利率及び遅延損害金率に基づいて充当計算した残債務額を前提として、その弁済方法について合意したものにすぎない。残債務の額は控訴人の主張を前提としており、争いの対象となっていないところ、利息制限法に従って充当計算した場合の残債務額7万5122円(残元金2万8632

円、利息4万6490円の合計額)とは大きな差があり、被控訴人がこれを知つていれば本件和解を締結するはずがなかったことは明らかであって、その前提事実について要素の錯誤があるから、本件契約は無効である。

(2) 控訴人による期限の利益喪失の主張が信義則に反するか

5 (被控訴人の主張)

本件取引において、制限超過部分を元本に充当すると、最終取引日である令和元年8月23日時点で75万5244円の過払金が生じることとなる。

控訴人は、被控訴人が平成13年3月26日に期限の利益を喪失しており、弁済金の一部は遅延損害金に充当されるべき旨主張する。しかし、本件取引において控訴人は、被控訴人に対し、期限の利益が喪失したとして残額を一括請求したこと、遅延損害金が生じた旨や弁済金を遅延損害金に充当した旨を通知したこともなく、被控訴人は、遅延損害金の発生を認識する機会を与えられないまま、利息分を含めた分割金の返済を継続した。このような事情の下で、控訴人が期限の利益喪失を主張し、あるいは期限の利益を再度付与するまでの間は遅延損害金への充当が認められると主張することは、被控訴人の信頼を損なうものであり、信義則に反し許されない。

15 (控訴人の主張)

ア 被控訴人は、平成13年3月26日の支払期限にその支払を怠つて期限の利益を喪失した。したがつて、翌27日以降の弁済金は、まず利息制限法所定の制限内の遅延損害金に充当されるべきである。

イ また、控訴人は、本件取引において、分割金の支払を遅延している期間については弁済金を遅延損害金に充当し、期限の利益を再度付与していたものであるから、少なくとも分割金の支払を遅延した期間については、利息制限法所定の制限内の遅延損害金への充当が認められるべきである。

ウ そして、仮に本件契約が無効である場合、少なくとも本件契約時点以降の期間については、利息制限法所定の制限内の遅延損害金への充当が認められ

るべきである。すなわち、被控訴人は一括弁済の義務を負っていることを認めた上でこの義務を免れるために本件契約を締結し、控訴人も本件契約の内容として期限の利益を付与したにすぎない。したがって、本件契約が無効であるとすれば、本件契約締結当時における期限の利益喪失の効果である遅延損害金の発生という法的効果が残存していたことになる。

(3) 控訴人は悪意の受益者に当たるかについて

(被控訴人の主張)

控訴人は、本件取引の当初より、制限超過部分を利息の債務の弁済として受領していたから、悪意の受益者に当たる。

(控訴人の主張)

争う。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 争点(1) (本件契約の効力)について

(1) 前記前提事実並びに後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

ア 被控訴人は、平成13年2月23日から平成17年8月22日までの間、控訴人との間で借入れと返済を繰り返していたが、同日を最後に、平成30年7月に至るまで、借入れも返済も行わなかった（甲1）。

イ 控訴人は、平成29年2月9日、控訴人に対して「優遇処置のご案内」と題する元金の一括返金を提案する書面を送付し、その後平成30年6月末頃までの間に、同様の書面や返済を求める督促書面を送付したり、電話連絡等を繰り返した（甲10、乙3）。

ウ 控訴人は、平成30年6月末頃、被控訴人に対し、「通告書」と題する書面（甲8）を送付し、81万4963円（元金残高17万1523円、利息8943円、遅延損害金63万4497円の合計額）の返済を求めるとともに、入金がない場合には法的手続をとることを検討する旨通知した。

上記通告書を受けた被控訴人は、同年7月13日、控訴人の担当者に連絡し、全額の支払は不可能であること、月2万円であれば支払えることを伝え、翌14日、上記担当者の指示に従って控訴人に対して2万円を支払った。(甲8ないし10、乙3)

エ 控訴人は、同年7月下旬頃、被控訴人に対し、同月18日時点の残債務を79万7844円(元金17万1523円、利息0円、遅延損害金62万6321円の合計額)とし、合計支払額90万2372円を分割で支払う旨記載された「和解書」と題する書面を送付した。被控訴人は、同月25日付けて同書面に署名押印し、これを控訴人に送付した(本件契約)。なお、本件契約の締結に当たり、控訴人から被控訴人に対し、取引履歴が開示されたことはなかった。(甲10、乙1)

オ 本件取引について、利息制限法所定の制限利率に基づいて引き直し計算をした結果は原判決別紙利息計算書記載のとおりであり、同計算によれば、平成30年7月17日時点における残債務額は7万5122円(残元金2万8632円、利息4万6490円の合計額)である。

(2) 上記認定事実によれば、控訴人は、被控訴人に対し、平成29年2月9日から平成30年6月末頃まで約1年4か月にわたって執拗に残債務の返済を求め、81万4963円を支払わない場合は法的手続をとる旨通知し、被控訴人が月2万円であれば支払える旨述べると、前記前提事実(3)のとおりの内容が記載された和解書を送り付けて本件契約の締結を迫ったものである。

被控訴人としては、控訴人が主張する79万7844円(残元金17万1523円及び遅延損害金62万6321円の合計額)の残債務が存在し、これを一括で返済する法的義務があると誤信し、2万円ずつの分割弁済として返済総額が90万2372円(上記残元金に年18%の利息を付したもの)の支払を約したものであり、本件契約の締結に当たり、利息制限法所定の制限利率に基づいて引き直し計算した残債務額が7万5122円しかないことを認識

していれば、本件契約を締結していなかったことは明らかであるから、被控訴人の意思表示には要素の錯誤があったと認められる。

なお、控訴人は、本件契約成立時点においては、過払金は生じていなかったから、同契約は約定借入金債務を対象にしてされた和解契約であって、その確定効によって錯誤無効を争うことはできない旨主張する。

しかしながら、上記認定事実のとおり、本件契約は、控訴人主張の残債務額を前提としてされたものであり、同契約の締結に際し、取引履歴は開示されておらず、利息制限法所定の制限利率に基づいて引き直した場合の残債務額（期限の利益喪失の有無など）をめぐって話し合いがされたとの事情は一切認められないから、本件で被控訴人が主張する権利関係に和解の確定効が及ぶものではない。

したがって、上記控訴人の主張は理由がない。

## 2 争点(2) (控訴人による期限の利益喪失の主張が信義則に反するか)について

(1) 前提事実並びに証拠（甲1、7）及び弁論の全趣旨によれば、本件取引において、約定利率は年28.835%，遅延損害金利率は29.20%（年365日の日割計算）と定められていたこと、本件取引のうち、平成13年2月23日から平成17年8月22日までの間、被控訴人は、度々支払を遅延することがあり、その遅延期間は短いもので1日、長いもので35日であり、遅延している間は、弁済金の一部が年29.20%の割合で遅延損害金に充当されていたことが認められる。

(2) 上記認定事実によれば、本件取引において、平成13年2月23日から平成17年8月22日までの間、控訴人は、被控訴人が期限の利益を喪失した後も、元利金の一括弁済を求めることなく被控訴人からの一部弁済を受領し続けており、遅延期間にあっては弁済金を遅延損害金として充当しつつも、その後も新たな貸付けを行っていたことが認められる。また、約定の利率及び遅延損害金の利率は近似していたにもかかわらず、当時被控訴人に対して遅延損害金が

記載された書面を発行・交付していたことも認められない。そうすると、被控訴人としては、上記控訴人の一連の対応から期限の利益は喪失していないと信じて本件取引を継続していたものと解されるところ、控訴人はそのような被控訴人の誤信を解くことなく、被控訴人からの一部弁済を受領し続け、その後も一括弁済を請求せず、平成13年3月26日（控訴人主張の期限の利益喪失日）から約16年が経過した平成29年に至って一括弁済の請求をしていることからすると、本件取引において、平成13年3月26日の時点で期限の利益を喪失していたと主張することは、信義則に反し許されないとすべきである。

控訴人は、被控訴人は一括弁済の義務を負っていることを認めた上で本件契約を締結したのであるから、同契約が無効である場合には、同契約締結時点以後の期間については、期限の利益を喪失しているものとして、遅延損害金への充当が認められるべきである旨主張する。しかしながら、被控訴人が本件契約を締結したのは控訴人の主張により錯誤に陥ったためであるし、上記判示のとおり、控訴人の一連の対応や経緯から、期限の利益の喪失を主張することが信義則に反し許されないと判断するものであって、控訴人主張の事情がかかる判断を左右するものとは解されない。

### 3 爭点(3)（控訴人は悪意の受益者に当たるか）について

前記前提事実のとおり、控訴人は本件取引において、制限超過部分を利息の債務の弁済として受領していたことが認められるところ、控訴人が上記受領につき貸金業法43条1項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことがやむを得ないといえる特段の事情は認められないから、控訴人は悪意の受益者に当たる。

### 第4 結論

以上のとおりであって、被控訴人の請求には理由があるから、これを認容した原判決は相当であって、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

神戸地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官 小 池 明 善

裁判官 矢 向 孝 子

裁判官 川 上 タ イ

これは正本である。

令和3年8月5日

神戸地方裁判所第2民事部

裁判所書記官 檜垣美紀子